

川崎市公的介護施設等整備費補助及び貸付要綱

平成18年 3月14日

17川健高事第861号

市長決裁

第1章 総則

(目 的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人や医療法人等による、川崎市内における公的介護施設等の整備事業に要する費用に対し、予算の範囲内において補助金及び貸付金を交付することにより、公的介護施設等の整備を促進し、もって介護基盤と高齢者福祉の充実を図ることを目的とする。

第2章 公的介護施設等整備費補助金

(補助対象事業)

第2条 施設の整備に係る補助対象事業は、次の各号のいずれかに該当し、かつ川崎市長が適当と認めた事業とする。

- (1) 社会福祉法人（将来社会福祉法人設立見込みのものを含む。以下同じ。）が、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームを整備する事業
- (2) 前号に規定する特別養護老人ホームに併設し、老人福祉法第20条の3に規定する老人短期入所施設を整備する事業
- (3) 社会福祉法人が、老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームのうち、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウスを整備する事業
- (4) 法人が、介護保険法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護を行う事業所を整備する事業
- (5) 法人が、介護保険法第8条第23項に規定する複合型サービスのうち、看護小規模多機能型居宅介護を行う事業所を整備する事業
- (6) 法人が、介護保険法第8条第15項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う事業所を整備する事業
- (7) 法人が、介護保険法第8条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護を行う事業所を整備する事業
- (8) 第1号に規定する特別養護老人ホームに併設し、介護保険法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス又は同法第115条の45第1項に規定する地域支援事業を行う介護予防拠点を整備する事業
- (9) 医療法人（将来医療法人設立見込みのものを含む。以下同じ。）又は社会福祉法人が、介護保険法第115条の46に規定する地域包括支援センターを整備する事業
- (10) 医療法人、社会福祉法人その他厚生労働大臣が定める者が、介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設を整備する事業
- (11) 介護関連施設等において、当該施設等に雇用される職員等のため認可外保育施設を設置する事業

- (12) 医療法人、社会福祉法人その他厚生労働大臣が定める者が、介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院を整備する事業
- (13) 法人が、介護保険法第8条第21項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受ける有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅（以下「地域密着型介護付きホーム」という。）を整備する事業
- (14) 市有地において施設整備を行う事業

2 設備等の整備に係る補助対象事業は、次の各号のいずれかに該当し、かつ川崎市長が適当と認めた事業とする。

- (1) 社会福祉法人が、老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホームを整備する事業
- (2) 法人が、介護保険法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護を行う事業所を整備する事業
- (3) 法人が、介護保険法第8条第23項に規定する複合型サービスのうち、看護小規模多機能型居宅介護を行う事業所を整備する事業
- (4) 法人が、介護保険法第8条第15項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う事業所を整備する事業
- (5) 法人が、介護保険法第8条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護を行う事業所を整備する事業
- (6) 法人が、介護保険法第8条第4項に規定する訪問看護を行う事業所の大規模化やサテライト型事業所を整備する事業
- (7) 法人が、介護保険法第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護の指定を受ける有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅（以下「介護付きホーム」という。）、又は同法第8条第21項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受ける地域密着型介護付きホームを整備する事業
- (8) 法人が介護保険法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護、同法第8条第19号に規定する認知症対応型共同生活介護、同法第8条第23項に規定する複合型サービスのうち、看護小規模多機能型居宅介護を行う事業所、老人福祉法第29条に規定する有料老人ホーム、又はその他高齢者福祉施設であつて宿泊を伴うもの（介護保険法第8条各号で定めるサービスを実施する施設に限る。以下「その他高齢者福祉施設」という。）のうち市長が特に必要と認めたものにおいて、消防法施行令（昭和36年政令第37号）及び消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）に基づきスプリンクラー等を整備する事業
- (9) 介護関連施設等において、当該施設等に雇用される職員等のため認可外保育施設を設置する事業
- (10) 老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム、介護保険法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護、又は、同法第8条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護を行う事業所及びその他高齢者福祉施設において、防災補強改修等を行う事業
- (11) 医療法人、社会福祉法人その他厚生労働大臣が定める者が、介護保険法第8条28項に規定する介護老人保健施設を整備する事業
- (12) 社会福祉法人が、老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホームの居室（定員2名以上のものに限る。）について、入居者のプライバシー保護のための改修を行う事業

- (13) 法人が、共生型サービス事業所の整備を行う事業
- (14) 法人が、介護施設等の大規模修繕の際にあわせて介護ロボット・ICTを導入する事業
- (15) 医療法人、社会福祉法人その他厚生労働大臣が定める者が、介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院を整備する事業

3 第1項における「施設の整備」及び前項における「設備等の整備」とは、別表1の整備区分ごとに掲げる整備内容をいうこととする。

4 第1項及び第2項の対象事業ごとに対象となる整備区分及び補助率は、別表2及び別表3のとおりとする。

(補助対象経費)

第3条 前条第1項各号に規定する事業において補助の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は、事業に係る経費のうち、工事費、工事請負費、工事事務費（工事請負費の2.6%相当の額を限度とする。）及び初度設備（施設と一体的に整備され、かつ施設に固定されるもの及び設備を整備することにより施設の設計等に影響を及ぼすものに限る。）とする。ただし、次の各号に掲げる費用を除くものとする。

- (1) 土地の買収及び道路敷設に要する費用
- (2) 造成工事、外構工事に要する費用
- (3) 職員宿舍、車庫及び倉庫の建設に要する費用
- (4) 設計監理に要する費用
- (5) その他整備費として適当と認められないもの

2 前条第1項第4号から9号、11号並びに第2項各号に規定する事業における補助対象経費は、事業に係る経費のうち、次の各号に掲げる交付金又は補助金の対象となる経費とする。

- (1) 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金の実施について（厚生労働省事務次官通知平成24年7月17日厚生労働省発老0717第2号）別紙要綱に基づく地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金
- (2) 神奈川県地域医療介護総合確保基金（介護分）事業費補助金

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次に掲げる額を比較して最も少ない額に別表2又は別表3の補助率を乗じて得た額とする。ただし、算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

- (1) 総事業費から、寄附金、その他の収入額を控除した額
- (2) 前条に定める対象経費の実支出額
- (3) 別表4又は別表5に定める基準額（予算額又は第3条第2項各号の交付金又は補助金の交付決定額（以下、「予算額等」という。）が基準額を下回る場合は当該予算額等）

2 補助事業が2か年度以上にわたり継続する場合には、算出した額のうち当該年度に係る工事の進捗状況、支出額及び着工時期を勘案して市長が定めた額を当該年度の補助金の額とする。

3 地域密着型サービス施設等を整備する際に、地域密着型サービス施設等を合築・併設した場合、配分基礎単価に1.05を乗じた額を、補助金の上限額とする。

(補助の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して市長あて提出するものとする。ただし、別表3の整備区分「設備等」のみで補助金

の交付を受けようとする者で、市長が不要と認める場合は、第6号から第9号までの書類の提出は、不要とする。

- (1) 事業所要額内訳書（第2号様式）
- (2) 事業費内訳及び事業計画書（第3号様式）
- (3) 当該事業収支予算（見込）書の抄本
- (4) 定款の写し
- (5) 寄付行為の内容が分かる書類（寄付行為がある場合に限る。）
- (6) 建物の配置図、平面図、立面図、工事工程表、各部屋面積表及び工事仕様書
- (7) 工事費目別内訳書
- (8) 工事請負契約書案、設計監理契約書案（総事業費に該当が在る場合に限る。）
- (9) 事業費費目別内訳表
- (10) 設備等に関する内容、金額等が分かる書類（補助対象に該当が在る場合に限る。）
- (11) その他参考になる書類
（補助の決定及び交付の条件）

第6条 市長は、前条に規定する補助金交付申請書の提出があったときは、その内容について審査し、補助金の交付の可否及び補助金額について決定し、川崎市指令書（第4号様式）により当該申請を行った事業者へ通知するものとする。

2 市長は、交付時期、次の各号及び次項に掲げる交付の条件について、前項の指令書により指示するものとする。

- (1) 第8条、第10条、第17条及び第20条から第23条までの各規定に定める条件
- (2) 補助金の財源に国費又は県費を充当する事業の場合は、前号に掲げる条件のほか、国費又は県費の交付を受けるにあたり市が事業者へ付すことと国又は県が定める条件
- (3) その他、市長が必要と認める条件

3 市長は、前項各号に掲げる条件のほか、同条の規定により補助金交付の決定を受けた事業者（以下「補助金交付事業者」という。）による補助事業に係る工事の発注、物品及び役務の調達等（以下「工事の発注等」という。）に関し、市内中小企業者（川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年3月21日規則第7号）第5条第2項にいう中小企業者及びこれを含む共同企業体。以下同じ。）の受注の機会の増大を図るために、次に定める条件を付するものとする。

- (1) 補助金の交付決定額が1,000,000円を超え、かつ補助金交付事業者が補助事業に係る工事の発注等を行う場合において、次のいずれかに該当するときは、市内中小企業者により入札を行い、又は2者以上の市内中小企業者から見積書の徴収を行わなければならないこと。
ただし、市長が契約の性質上これらの方法により難しいと認める場合又はその必要がないと認める場合は、この限りでない。

ア 1件の金額が1,000,000円を超えるとき。

イ その他市長が必要と認めるとき。

- (2) その他市長が必要と認める条件
（補助金の交付等）

第7条 補助金は、工事の進捗状況等に応じて、実施検査のうえ市長が適当と認めた場合に交付する。
ただし、市長が必要と認めたときは、補助金の一部を概算払にて支払うことができる。

（補助事業の変更）

第8条 補助金交付事業者は、当該補助金の交付対象となった事業（以下「補助事業」という。）につ

いて、次の各号に掲げる事項のいずれかを変更しようとするときは、補助金に係る事業内容の変更承認申請書（第5号様式）により、あらかじめ市長の承認を受けるものとする。

- (1) 建物の規模及び構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）
- (2) 建物等の用途
- (3) 入所定員、夜間宿泊定員又は通所定員
- (4) その他申請内容に著しい変更を生じるもの

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 事業所要額変更内訳書（第2号様式を準用。）
- (2) 事業費内訳及び事業計画変更書（第3号様式を準用。）
- (3) その他変更の内容が明らかになる書類

（補助事業の変更の承認及び通知）

第9条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容について審査し、承認の可否について決定し、補助金に係る事業内容の変更承認決定通知書（第6号様式）により、補助金交付事業者に通知するものとする。

（補助事業の中止又は廃止等）

第10条 補助金交付事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、補助金に係る事業中止・廃止承認申請書（第7号様式）により、市長の承認を受けるものとする。

2 補助金交付事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、あらかじめ、その理由及び遂行の見通し等を書面により市長に報告し、その指示を受けるものとする。

（補助事業の中止又は廃止の承認及び通知）

第11条 市長は、前条第1項に規定する申請書の提出があったときは、その内容について審査し、承認の可否について決定し、補助金に係る事業中止・廃止承認決定通知書（第8号様式）により、補助金交付事業者に通知するものとする。

（報告の徴収等）

第12条 市長は、必要があると認めるときは、補助金交付事業者に対し補助事業の進捗状況等について、調査し、又は報告を徴することができる。

（補助金交付決定の取り消し）

第13条 市長は、補助金交付事業者又は補助事業が次の各号に掲げる事項のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) この要綱に従って補助事業を行わなかったとき。
- (4) 補助金の交付決定の内容に適合しないとき。
- (5) 第6条第3項又は第17条の規定に違反したとき。
- (6) 法令に違反したとき。

2 前項の規定は、第18条の規定による交付すべき補助金の額の確定した後においても適用するものとする。

（補助金の返還）

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、その補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

2 前項の規定は、第18条の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときも、同様とする。

(加算金及び延滞金)

第15条 補助金交付事業者が第13条の規定により補助金の交付決定を取り消され、前条の規定によりその返還を命ぜられた場合の加算金の取扱いは、川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年川崎市規則第7号）第16条第1項から第3項までの規定によるものとする。

2 補助金交付事業者が前条の規定により補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかった場合の延滞金の取扱いは、川崎市補助金等の交付に関する規則第16条第4項の規定によるものとする。

(他の補助金等の一時停止等)

第16条 市長は、補助金交付事業者が、前条の規定による補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金の返還又は加算金若しくは延滞金の全部若しくは一部を納付しない場合において、他に同種の事務又は事業について交付すべき補助金があるときは、相当の限度額においてその交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額とを相殺することができる。

(事業実績報告)

第17条 補助金交付事業者は、補助事業が完了したとき、又は補助事業が完了する前に川崎市の会計年度が終了したときは、速やかに、補助金に係る事業実績報告書（第9号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して、市長へ報告しなければならない。ただし、別表3の整備区分「設備等」のみの補助金交付事業者は、市長が不要と認める場合は、第5号から第9号まで及び第11号の書類の提出は、不要とする。

(1) 事業所要額精算書（第10号様式）

(2) 支出済事業費内訳及び事業実績報告（第11号様式）

(3) 当該事業収支決算（見込）書の抄本

(4) 寄付行為の内容が分かる書類（寄付行為がある場合に限る。）

(5) 建物の配置図、平面図、立面図、工事工程表、各部屋面積表及び工事仕様書

(6) 工事費費目別内訳書

(7) 工事請負契約書の写し及び設計監理契約書の写し

(8) 事業費費目別内訳表

(9) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項に基づく検査済証の写し

(10) 検収調書の写し又はそれに代わるもの（別表3の整備区分「設備等」に該当する事業がある場合に限る。）

(11) 建物内外主要部分の写真

(12) 発注実績報告書

(13) 入札（見積り）が行えないことに係る理由書

(14) その他必要な書類

2 前項第12号に定める発注実績報告書については、対象経費のうち、1件の金額が1,000,

000円を超える支出となる案件について記載するものとし、第6条第3項の規定により市内中小企業者による入札、又は2者以上の市内中小企業者から見積書を徴収した場合は、結果の分かる書類の写しを添付するものとする。

- 3 補助金交付事業者は、市内中小企業者から見積書を徴収する場合は、市内中小企業者であることの誓約書を提出させるものとする。ただし、川崎市の競争入札参加資格者有資格者名簿に登録され地域区分が市内かつ企業規模が中小として搭載されている者、又は当該補助金交付業者に対して直近の4月1日以降に記載内容（住所、商号又は名称、代表者職氏名、資本金の額、職員総数）に変更がない誓約書を提出した者を除く。
- 4 本条第1項第13号に定める入札（見積り）が行えないことに係る理由書については、第6条第3項ただし書の規定により、市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者から見積書を徴収し難い事由がある場合に提出するものとする。
- 5 同条第1項に規定する事業実績報告書のほか、補助金交付事業者は、事業費にかかる領収書の写しを、支払完了後速やかに市長に提出するものとする。

（補助金の額の確定及び通知）

第18条 市長は、前条第1項の事業実績の報告を受けたときは、審査及び実地検査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合するものであるか否かを調査し、適合すると認めたときは、当該年度内の実績に応じて交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書（第12号様式）により、補助金交付事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第19条 補助金交付事業者は、交付決定に係る補助金を請求するときは、川崎市金銭会計規則（昭和39年川崎市規則第31号）第82条に規定する請求書を市長に提出するものとする。

（財産の処分）

第20条 補助金交付事業者は、補助金の交付を受けた補助事業により取得し、効用の増加した不動産及びその従物並びに取得価格又は効用の増加価格が単価30万円以上の機械器具等については、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

（財産処分に伴う収入等の納付）

第21条 市長は、前条の承認を受けて財産処分をすることにより補助金交付事業者が収入があった場合、又は抵当権を実行に移され補助財産が処分される場合には、既に交付した補助金相当額の全部又は一部を川崎市に納付させることができる。

（財産の管理）

第22条 補助金交付事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

（関係書類の管理保管）

第23条 補助金交付事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後10年間保管しておかなければならない。

第3章 公的介護施設等整備費貸付金

（貸付対象事業）

第24条 この貸付金は、第2条第1項第3号に規定する事業の施設整備を対象とする。

(他制度の優先利用)

第25条 独立行政法人福祉医療機構の貸付制度が利用できる場合は、これを優先的に利用しなければならない。

(貸付の条件)

第26条 貸付金の貸付限度額については、川崎市が認めた施設整備に要する経費のうち、川崎市補助金及び他から優先して借り入れることができる資金を除いた額又は特に市長が認めた額とする。

(償還方法及び期間)

第27条 貸付金の償還は、無利子均等割賦償還の方法とする。

2 償還期間は、貸付を受けた年度の翌年度から20年間とする。

(連帯保証人)

第28条 貸付金の借受者は、確実な保証人を2人以上立てなければならない。

2 保証人は、貸付金の償還について連帯して責任を負う。

(貸付金の申請)

第29条 貸付金を借り受けようとする者は、貸付金借入申請書（第13号様式）、連帯保証人承諾書（第14号様式）のほか、添付書類を市長あて提出するものとする。

2 前項の添付書類は、第5条第2号から第7号及び第9号並びに第17条第7号の規定を準用する。

(貸付の決定)

第30条 市長は、前条の申請があったときは、貸付に必要な調査及び審査を行い、貸付の要否を決定し、申請者に貸付決定通知書（第15号様式）により通知するものとする。

(契約の締結)

第31条 貸付金の交付を受けようとするときは、川崎市公的介護施設整備費貸付金貸付契約を締結するものとする。

(貸付金の交付)

第32条 貸付金の交付については、所定の手続きを完了したとき、遅滞なく貸付金を交付するものとする。

(届け出等)

第33条 第30条の規定により貸付の決定を受けた事業者（以下「貸付金交付事業者」という。）の、事業内容変更、中止又は廃止に関する取扱いは、第8条から第11条までの規定を準用する。

(貸付金の償還)

第34条 貸付金交付事業者は、償還計画に基づき貸付金を償還しなければならない。

(貸付決定の取り消し)

第35条 市長は、貸付金交付事業者が次の各号に掲げる事項のいずれかに該当した場合は、貸付金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に貸付金を交付している場合は、その返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により貸付金の交付を受けたとき。
- (2) 貸付金を他の用途に使用したとき。
- (3) この要綱に従って貸付事業を行わなかったとき。
- (4) 貸付金の交付決定の内容に適合しないとき。

- (5) 法令に違反したとき。
- (6) 償還金の支払を怠ったとき。

(延滞金)

第36条 貸付金交付事業者が指定の償還期日までに貸付金の償還をしなかった場合の取扱いは、川崎市税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例（昭和32年川崎市条例第3号）第3条及び第4条の規定によるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行し、施行期日以降新規に整備を実施する事業から適用する。

(既存要綱の廃止)

- 2 この要綱の施行に伴い、次の各号に掲げる要綱については、平成17年3月31日付けで廃止する。

- (1) 川崎市民間老人福祉施設建設費等補助及び貸付要綱（平成15年12月9日15川健高事第558号市長決裁）
- (2) 川崎市介護老人保健施設整備費補助要綱（平成17年2月1日16川健高事第590号市長決裁）
- (3) 川崎市認知症高齢者グループホーム施設及び設備整備費補助金交付要綱（平成15年12月9日16川健高事第607号健康福祉局長専決）
- (4) 川崎市認知症高齢者グループホーム施設及び設備整備費補助金交付団体選定委員会設置要綱（平成17年2月1日16川健高事第606号健康福祉局長専決）

(経過措置)

- 3 前項の規定にかかわらず、既に完了している事業及び平成16年度からの継続事業で平成18年3月31日までに完了する予定の事業については、従前の要綱を適用する。

(平成28年2月8日27川健高事第1115号・市長決裁)

(特例措置)

- 4 川崎市福祉センター跡地活用施設を整備する事業により整備する特別養護老人ホーム及び老人短期入所施設については、第3条第1項に規定する工事請負費に、建物の専有部分の買い取りに要する費用等、工事請負費に相当する費用を含むものとする。

附 則（平成19年2月14日・18川健高事第744号・市長決裁）

(施行期日)

- 1 この改正要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項の規定に係わらず、平成17年度からの継続事業については、従前どおりとする。

附 則（平成21年3月23日・20川健高事第1156号・市長決裁）

この要綱は、決裁日から施行し、平成21年1月1日以降新規に整備を実施する事業から適用する。

附 則（平成21年10月21日・21川健高事第679号・市長決裁）

この要綱は、平成21年10月21日から施行する。

附 則（平成21年12月1日・21川健高事第949号・市長決裁）

この要綱は、平成21年12月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日・23川健高事第147号・市長決裁）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年11月1日・23川健高事第883号・市長決裁）

この要綱は、平成23年11月1日から施行する。

附 則（平成24年4月1日・24川健高事第592号・市長決裁）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第2条第1項第8号に係わらず、平成23年度から継続して行われている、介護保険法第8条第27項に規定する介護老人保健施設を整備する事業については、神奈川県介護老人保健施設整備事前協議要綱に基づく事前協議が終了した施設に限る。

附 則（平成25年4月1日・25川健高事第565号・市長決裁）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年2月27日・25川健高事第895号・市長決裁）

この要綱は、平成26年2月27日から施行する。

附 則（平成26年5月1日・26川健高事第476号・市長決裁）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成26年5月1日から施行し、施行日以降新規に整備を実施する事業から適用する。

（経過措置）

- 2 第2条第1項1号及び2号に定める事業のうち、平成21年1月1日以降、新規に整備を実施する広域型特別養護老人ホーム及び併設する老人短期入所施設であって、平成25年度末までの期間に民間活用推進委員会設置要綱の規定に基づき選定されたものについては、別表4中、定員1人当たりの補助基準額を「3,550,000円」から「3,715,000円」に読み替える。

附 則（平成26年8月1日・26川健高事第769号・市長決裁）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成26年8月1日から施行し、施行日以降新規に整備を実施する事業から適用する。

（経過措置）

- 2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第1条の規定による改正前の地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第5条第2項に基づく交付金のうち平成25年度補正予算繰越分として交付決定を受けた事業については、別表5中、定員又は宿泊定員1人あたりの基準額を「618,000円」とあるのを「600,000円」に読み替え、1施設あたりの基準額を「3,090,000円」とあるのを「3,000,000円」に、「10,290,000円」とあるのを「10,000,000円」に読み替える。

附 則（平成27年8月1日・27川健高事第1115号・市長決裁）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項の規定に関わらず、平成26年度からの継続事業については、従前の例による。

附 則（平成28年4月1日・27川健高事第1470号・市長決裁）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項の規定に関わらず、平成27年度からの継続事業については、従前の例による。

附 則（平成29年1月23日・28川健高事第1216号・市長決裁）

この要綱は、平成29年1月23日から施行する。

附 則（平成29年4月1日・29川健高事第1334号・健康福祉局長専決）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項の規定に関わらず、平成28年度からの継続事業については、従前の例による。

附 則（平成30年3月29日・30川健高事第1577号・市長決裁）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項の規定に関わらず、平成29年度からの継続事業については、従前の例による。

附 則（平成30年8月1日・30川健高事第849号・市長決裁）

この要綱は、平成30年8月1日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則（令和元年5月30日・31川健高事第387号・市長決裁）

この要綱は、令和元年5月30日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和元年8月1日・31川健高事第578号・市長決裁）

この要綱は、令和元年8月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和2年3月19日・31川健高事第1390号・市長決裁）

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年3月19日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項にかかわらず、第6条第3項、第13条第1項第5号、第17条第1項第12号、第13号及び同条第2項から4項の規定は、令和2年4月1日から施行し、改正後のこれらの規定は令和2年度予算に係る補助金から適用する。

附 則（令和3年6月16日・3川健高事第443号・健康福祉局長専決）

この要綱は、令和3年6月16日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則（令和3年7月27日・3川健高事第564号・市長決裁）

この要綱は、令和3年7月27日から施行する。

附 則（令和4年10月25日・4川健高事第1011号・局長決裁）

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の要綱の規定により調製した様式で現に残存するものについては、当面の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則（令和5年3月8日・4川健高事第2005号・市長専決）

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

2 前項にかかわらず、別表4の補助基準額の規定は、令和4年度に交付決定した事業で、令和5年度へ継続するものに適用する。

附 則（令和5年5月8日・5川健高事第70号・市長決裁）

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年5月8日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 前項の規定に関わらず、令和4年度からの継続事業については、従前の例による。

附 則（令和5年8月4日・5川健高事第832号・市長決裁）

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年8月4日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 前項の規定に関わらず、令和4年度からの継続事業については、従前の例による。

附 則（令和6年5月22日・6川健高事第280号・市長決裁）

この要綱は、令和6年5月22日から施行する。

附 則（令和6年11月15日・6川健高事第1787号・市長決裁）

この要綱は、令和6年11月15日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則（令和7年3月31日・6川健高事第3371号・市長決裁）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和8年1月28日・7川健高事第2928号・市長決裁）

この要綱は、令和8年1月28日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表 1（第 2 条関係）

整備区分	整 備 内 容
創 設	新たに事業所又は設備を整備すること。
増 築	既存施設の定員を増加するための整備を行うこと。
改 築	既存施設の定員を増加させずに改築（一部改築を含む。）を行うこと。
改 修	既存の小規模生活単位型以外の施設を小規模生活単位型（これに準ずるものを含む。）に転換する等、居室環境等の改善整備を行うこと。
修 繕	既存施設について国庫補助の適用を受けることにより、上記に規定する増築、改築、改修以外の整備を行うこと。
建替増床	既存施設を取り壊して新たに施設を整備し、併せて施設の定員を増加させること（介護保険法施行前に開設し、かつ、補助対象事業着手年度時点で既存建物が開設後概ね 35 年以上経過する施設のうち、市長が建替増床を必要と認める施設に限る。）
設備等	地域介護・福祉空間整備推進交付金、神奈川県地域医療介護総合確保基金（介護分）事業費補助金のいずれかの対象となる経費とする。
処分等	工事に支障をきたす地中埋設物等の撤去や汚染土壌の処分等を行うこと。
その他	上記のほか、市長が特に必要と認めるもの。

別表 2（第 2 条関係）

対 象 事 業	整 備 区 分	補助率
社会福祉法人が特別養護老人ホームを整備する事業	創設、増築、改築、改修、修繕、建替増床	10/10
特別養護老人ホームに併設する老人短期入所施設を整備する事業	創設、増築、改築、修繕、建替増床	10/10
社会福祉法人が特定施設入所者生活介護の指定を受けるケアハウスを整備する事業	創設、修繕	10/10
小規模多機能型居宅介護事業所を整備する事業	創設	10/10
看護小規模多機能型居宅介護を整備する事業	創設	10/10
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を整備する事業	創設	10/10
認知症対応型共同生活介護事業所を整備する事業	創設	10/10
特別養護老人ホームに併設する介護予防拠点を整備する事業	創設	10/10
医療法人又は社会福祉法人が地域包括支援センターを整備する事業	創設	10/10
医療法人、社会福祉法人その他厚生労働大臣が定める者が、介護老人保健施設を整備する事業	創設、増築、改築、修繕	10/10
介護関連施設等において、当該施設等に雇用される職員等のため認可外保育施設を設置する事業	創設、改築	10/10
医療法人、社会福祉法人その他厚生労働大臣が定める者が、介護医療院を整備する事業	創設、増築、改築、改修、修繕	10/10
医療法人、社会福祉法人その他厚生労働大臣が定める者が、他施設から介護医療院に転換する事業	創設	10/10
法人が地域密着型介護付きホームを整備する事業	創設	10/10
市有地において施設整備を行う事業	処分等、その他	10/10

別表 3（第 2 条関係）

対 象 事 業	整 備 区 分	補助率
社会福祉法人が特別養護老人ホームを整備する事業	設備等	10/10
医療法人、社会福祉法人その他厚生労働大臣が定める者が、介護老人保健施設を整備する事業	設備等	10/10
法人が小規模多機能型居宅介護事業所を整備する事業	設備等	10/10
法人が看護小規模多機能型居宅介護事業所を整備する事業	設備等	10/10
法人が訪問看護事業所の大規模化やサテライト型事業所を整備する事業	設備等	10/10
法人が定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を整備する事業	設備等	10/10
法人が認知症対応型共同生活介護事業所を整備する事業	設備等	10/10
法人が介護付きホーム（地域密着型を含む）を整備する事業	設備等	10/10
認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護を行う事業所、有料老人ホーム及びその他高齢者福祉施設のうち市長が特に必要と認めたものにスプリンクラー等を整備する事業	設備等	10/10
介護関連施設等において、当該施設等に雇用される職員等のため認可外保育施設を設置する事業	設備等	10/10
地域密着型特別養護老人ホーム、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護及びその他高齢者福祉施設において、防災補強改修等（非常用自家発電設備の設置を含む）を行う事業	設備等	10/10
社会福祉法人が、特別養護老人ホームの居室について、入居者のプライバシー保護のための改修を行う事業	設備等	10/10
法人が、共生型サービス事業所の整備を行う事業	設備等	10/10
法人が、介護施設等の大規模修繕の際にあわせて介護ロボット・ICTを導入する事業	設備等	10/10
医療法人、社会福祉法人その他厚生労働大臣が定める者が、介護医療院を整備する事業	設備等	10/10
医療法人、社会福祉法人その他厚生労働大臣が定める者が、他施設から介護医療院に整備する事業	設備等	10/10
法人が、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、看護小規模多機能型居宅介護を行う事業所、有料老人ホーム及びその他高齢者福祉施設のうち市長が特に必要と認めたものについて、防犯対策のための改修を行う事業	設備等	3/4
法人が、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、介護医療院において、非常用自家発電設備を整備する事業	設備等	3/4
特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応	設備等	3/4

型共同生活介護事業所及びその他高齢者福祉施設において、給水設備を整備する事業		
法人が、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、介護医療院において、水害対策に伴う改修等を行う事業	設備等	3/4

別表 4（第 4 条関係）施設の整備に係る補助対象事業

整備区分	施 設 種 別		補 助 基 準 額	
創 設	社会福祉法人が特別養護老人ホームを整備する事業	広域型の場合 (定員 30 名以上)	定員 1 人当たり	4,454,000 円
			多床室加算 (多床室定員 1 人当たり)	上記基準額に係数を乗じた額
			促進加算 (定員 1 人当たり)	1,000,000 円
		地域密着型の場合 (定員 29 名以下)	定員 1 人当たり	7,000,000 円
			ユニット加算 (1 施設当たり)	20,000,000 円
			1 ユニット	40,000,000 円
			2 ユニット以上	
	特別養護老人ホームに併設する老人短期入所施設を整備する事業	特別養護老人ホームが広域型の場合	定員 1 人当たり	4,454,000 円
			多床室加算 (多床室定員 1 人当たり)	上記基準額に係数を乗じた額
			促進加算 (定員 1 人当たり)	1,000,000 円
		特別養護老人ホームが地域密着型の場合	定員 1 人当たり	7,000,000 円
	社会福祉法人が特定施設入所者生活介護の指定を受けるケアハウスを整備する事業		定員 1 人当たり	5,530,000 円
	小規模多機能型居宅介護事業所を整備する事業		1 施設当たり	41,500,000 円
	看護小規模多機能型居宅介護事業所を整備する事業		1 施設当たり	41,500,000 円
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を整備する事業		1 施設当たり	7,330,000 円
	認知症対応型共同生活介護事業所を整備する事業		1 施設当たり	41,500,000 円
	特別養護老人ホームに併設する介護予防拠点を整備する事業		1 施設当たり	11,000,000 円
	医療法人又は社会福祉法人が地域包括支援センターを整備する事業		1 施設当たり	1,480,000 円
	医療法人、社会福祉法人その他厚生労働大臣が定める者が、介護老人保健施設を整備する事業		定員 1 人当たり	3,136,000 円
	介護関連施設等において、当該施設等に雇用される職員等のため認可外保育施設を設置する事業		1 施設当たり	14,800,000 円
	医療法人、社会福祉法人その他厚生労働大臣が定める者が、介護医療院を整備する事業		定員 1 人当たり	3,136,000 円

	医療法人、社会福祉法人その他厚生労働大臣が定める者が、他施設から介護医療院に転換する事業	定員 1 人あたり	1,568,000 円
	法人が、地域密着型介護付きホームを整備する事業	定員 1 人当たり	5,530,000 円
増 築	社会福祉法人が特別養護老人ホームを整備する事業	増床定員 1 人当たり	4,454,000 円
	前項以外の事業	創設の場合に同じ	
改 築		創設の場合に同じ	
改 修		市長が承認した額	
修 繕		市長が承認した額	
建替増床	社会福祉法人が広域型特別養護老人ホームを整備する事業	建替増床後の施設の定員 1 人当たり	4,454,000 円
		多床室加算 (建替増床後の施設の多床室定員 1 人当たり)	上記基準額に係数を乗じた額
		促進加算 (建替増床後の施設の定員 1 人当たり)	1,000,000 円
		建替減算	既存建物の減価償却による積立額
	広域型特別養護老人ホームに併設する老人短期入所施設を整備する事業	建替増床後の施設の定員 1 人当たり	4,454,000 円
		多床室加算 (建替増床後の施設の多床室定員 1 人当たり)	上記基準額に係数を乗じた額
		促進加算 (建替増床後の施設の定員 1 人当たり)	1,000,000 円
		建替減算	既存建物の減価償却による積立額
処分等		市長が承認した額	
その他		市長が承認した額	

- 1 多床室加算は、平成 21 年 1 月 1 日以降、新規に整備を実施する広域型特別養護老人ホーム及び老人短期入所施設であって、令和 5 年度までの予算により補助を実施する事業（令和 5 年度予算で債務負担が設定された事業を含む。）に限り適用し、その算出にあたっての係数は、定員（老人短期入所施設に係る定員を除く。）中の多床室の定員の割合に応じて次のとおりとする。

多床室の定員の割合	係 数
62%以上70%以下	0.5

54%以上62%未満	0.4
46%以上54%未満	0.3
38%以上46%未満	0.2
30%以上38%未満	0.1

- 2 促進加算は、平成21年1月1日以降、新規に整備を実施する広域型特別養護老人ホーム及び老人短期入所施設であって、令和5年度までの予算により補助を実施する事業（令和5年度予算で債務負担が設定された事業を含む。）のうち、当該施設が取得費または貸付料等（法人が負担するものに限る。）が発生する土地において整備されるものに限り適用する。
- 3 建替減算は、特別養護老人ホームの既存建物に係る減価償却による積立額のうち、平成12年度から補助対象事業着手の前年度の積立額の合計額とする。減価償却による積立額については、既存建物の残存価格に減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）別表第7から別表第10で定める定率法による償却率を乗じた額とする。

別表 5（第 4 条関係）設備等の整備に係る補助対象事業

整備区分	施 設 種 別		補 助 基 準 額	
設備等	社会福祉法人が特別養護老人ホームを整備する事業		定員 1 人当たり（定員は併設ショートステイ居室を含む）	1,036,000 円
	医療法人、社会福祉法人その他厚生労働大臣が定める者が、介護老人保健施設を整備する事業		定員 1 人当たり	1,036,000 円
	法人が小規模多機能型居宅介護事業所を整備する事業		宿泊定員 1 人当たり	1,036,000 円
	法人が看護小規模多機能型居宅介護事業所を整備する事業		宿泊定員 1 人当たり	1,036,000 円
	法人が訪問看護事業所の大規模化やサテライト型事業所を整備する事業		1 施設当たり	5,200,000 円
	法人が定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を整備する事業		1 施設当たり	17,400,000 円
	法人が認知症対応型共同生活介護事業所を整備する事業		定員 1 人当たり	1,036,000 円
	法人が介護付きホーム（地域密着型を含む）を整備する事業		整備床数当たり	1,036,000 円
	医療法人、社会福祉法人その他厚生労働大臣が定める者が、介護医療院を整備する事業		定員 1 人当たり	1,036,000 円
	医療法人、社会福祉法人その他厚生労働大臣が定める者が、他施設を介護医療院に転換する事業		定員 1 人当たり	100,000 円
	認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護を行う事業所、有料老人ホーム及びその他高齢者福祉施設のうち市長が特に必要と認めたものにスプリンクラー等を整備する事業	1000 m ² 未満の場合であって、スプリンクラーを整備する事業	対象施設ごと 1 m ² あたり	9,710 円
		1,000 m ² 未満の場合であって、消火ポンプユニット等を設置する場合	1 施設当たり	9,710 円/m ² と単位として当該施設の床面積を乗じて求めた金額に、2,440,000 円を合算して求めた額
		300 m ² 未満の場合であって自動火災報知設備を整備する場合	1 施設当たり	1,080,000 円
		500 m ² 未満の場合であって消防機関へ通報する火災報知設備を整備する事業	1 施設当たり	325,000 円
	介護関連施設等において、当該施設等に雇用される職員等のため認可外保育施設を設置する事業		1 施設当たり	4,580,000 円
	地域密着型特別養護老人ホーム、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護事業所及びその他高齢者福祉施設において、防災補強改修等（非常用自家発電設備の設置を含む）を行う事業		1 施設当たり	7,730,000 円 （地域密着型特別養護老人ホームは 1,540,000 円） （補助下限：800,000 円。ただし、非常用自家発電設備はなし）
	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、介護医療院において、非常用自家発電設備（燃料タンクを含む）を整備する事業		1 施設当たり	市長が承認した額 （補助下限：総事業費 5,000,000 円。ただし、燃料タンクを除く）

	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護事業所及びその他高齢者福祉施設において、給水設備を整備する事業		1施設あたり	市長が承認した額 (補助下限：総事業費5,000,000円。ただし、定員29人以下の地域密着型・小規模施設等はなし)
	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、介護医療院において、水害対策に伴う改修等を行う事業		1施設あたり	市長が承認した額 (補助下限：総事業費800,000円。)
	社会福祉法人が、特別養護老人ホームの居室について、入居者のプライバシー保護のための改修を行う事業		整備床数当たり	906,000円
	法人が共生型サービス事業所の整備を行う事業	通所介護事業所(地域密着型通所介護事業所を含む) 短期入所生活介護事業所(介護予防短期入所生活介護事業所を含む) 小規模多機能型居宅介護事業 看護小規模多機能型居宅介護事業所	1事業所あたり	1,290,000円
	介護施設等の大規模修繕の際にあわせて介護ロボット・ICTを導入する事業	特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室、介護老人保健施設、介護医療院、ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)、養護老人ホーム、介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所	定員1人あたり (小規模多機能居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所は宿泊定員1名あたり)	363,000円
		地域密着型養護老人ホーム、都市型軽費老人ホーム	定員1人あたり	363,000円
		定期巡回・随時対応型居宅介護事業所	定員1人あたり	363,000円
		施設内保育施設	定員1人あたり	363,000円